

市第25号議案

横浜市一般職職員の給与に関する条例の一部改正

横浜市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年9月7日提出

横浜市長 山中竹春

横浜市条例（番号）

横浜市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例

横浜市一般職職員の給与に関する条例（昭和26年3月横浜市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第20条の7第1項中「第44条」を「第26条の8」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の横浜市一般職職員の給与に関する条例の規定は、令和5年9月1日から適用する。

提 案 理 由

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を支給する等のため、横浜市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市一般職職員の給与に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（給料）

第 2 条 給料は、職員の正規の勤務時間による勤務に対し、支給される報酬であつて、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、日直手当、宿直手当、管理職員特別勤務手当、休日給、夜勤手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、義務教育等教員特別手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型
新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）を除いたものとする。
インフルエンザ等緊急事態派遣手当

（第 2 項省略）

（災害派遣手当等）

第 20 条の 7 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 32 条第 1 項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）第 15 4 条又は新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 26 条の 8
第 44 条において準用する場合を含む。）又は大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）第 56 条第 1 項の規定による市に派遣された職員が住所又は居所を離れて市の区域に滞在することを要する場合には、当該職員に災害派遣手当（国民保護法第 154 条において準用する場合にあつては武力攻撃災害等派遣手当、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 26 条の 8
第 44 条において準用する場合にあつては特定新型インフルエンザ等対策
新型インフルエンザ等緊急事態

派遣手当。以下「災害派遣手当等」という。) を支給する。
派遣手当

(第 2 項及び第 3 項省略)